

○三原市地域支援員制度運用要綱

平成29年8月1日

要綱第101号

改正 令和3年3月19日要綱第34号

改正 令和8年3月18日要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少と高齢化が進行する過疎地域等の集落対策の推進を目的として設置する三原市地域支援員（以下「支援員」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 支援員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる地域支援活動（以下「支援活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域の点検活動
- (2) 地域住民の意見等の聴取、調査及び状況把握に関する活動
- (3) 関係機関への情報伝達活動
- (4) 地域での話合いの促進に関する活動
- (5) 地域での連携体制づくりに関する活動
- (6) 地域運営の事務局機能を中核的に担う活動
- (7) その他目的達成のために市長が必要と認める活動

2 支援員は、支援活動を行うに当たっては、市及び配置された地域内の住民組織と連携を図るものとする。

(配置地域)

第3条 市は、次の地域を活動の範囲として地域の実情を勘案し必要に応じて支援員を配置する。

- (1) 本郷地域
- (2) 久井地域
- (3) 大和地域
- (4) 三原市中山間地域活性化基本方針で示す中山間地域内の各中核組織及び中核組織と同等とみなす各基礎組織（以下「中核組織等」という。）の地域

(支援員の要件)

第4条 支援員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満年齢20歳以上で、地域の実情に詳しく、支援活動に意欲のある者
- (2) 支援員を配置する地域の中核組織等で構成する組織（以下「地区連合組織」という。）又は中核組織等の推薦を受けた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) 支援活動に必要な技能等を有する者

(活動期間)

第5条 支援員の活動期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(配置計画の策定)

第6条 支援員の配置を希望する地区連合組織又は中核組織等の代表者（以下「中核組織等代表者」という。）は、別に定める期日までに、地域支援員配置申出書（様式第1号。以下「配置申出書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の配置申出書を審査し、必要な場合は調整を行い、支援員を配置する年度ごとに配置地域や支援活動の内容等を定めた配置計画を策定するものとする。

3 市長は、前項の配置計画を策定した場合は、第1項の配置申出書を提出した中核組織等代表者に対し、支援員の配置の可否、支援活動の内容等を通知するものとする。

(支援員の選考)

第7条 前条第3項の規定により支援員を配置することを認められた中核組織等代表者は、別に定める期日までに、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 地域支援員配置申込書（様式第2号）
- (2) 地域支援員活動計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、支援員の選考に当たって、前項の規定により提出された書類の審査及び面接審査を行うものとする。

(支援員等の決定)

第8条 市長は、前条第2項の審査により、支援員の採用の可否、配置する地域等を決定するものとする。

2 市長は、前項による決定の内容を中核組織等代表者に対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援員として決定した者に対し、依頼状及び三原市地域支援員証(様式第4号)を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、支援員の決定を取り消すことができる。

(1) 支援活動の状態が不適切であると認められるとき。

(2) 不良行為が認められたとき。

(3) 疾病、事故等により職務の遂行が困難であると認められるとき。

(4) 本人から決定取消しの申出があったとき。

(報償)

第10条 市長は、支援活動の謝礼として支援員へ報償費を支給するものとし、市と支援員との雇用契約は存在しないものとする。

2 支援員へ支給する報償費の額は、月額132,800円とする。

3 前項の規定にかかわらず、支援員の支援活動の日数が月16日に満たない場合は、不足日数1日当たり8,300円(半日の場合にあつては、4,150円)を減額する。

4 前項に規定する1月当たりの活動日数の算定は、1日当たり4時間以内の支援活動を半日とし、1日当たり4時間を超える支援活動を1日とし、半日の支援活動2回をもって1日とする。

5 支援員に対する報償費の支払日は、支援活動を行った翌月の20日とする。ただし、その月の20日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で定める休日(以下この項において「祝日法に

よる休日」という。) 、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支払日とする。

6 市長は、特別の事由により、前項の規定により難いと認めるときは、別に報償費の支払日を定めることができるものとする。

(支援活動の実施)

第11条 支援員は、毎月末日までに、翌月の予定を記載した支援活動実施計画(様式第5号)を作成し、中核組織等代表者の承認を受けた後、市長に提出しなければならない。

2 支援員は、前項の支援活動実施計画に基づき支援活動を実施するものとし、1日の支援活動が終了するごとに、地域支援員活動表(様式第6号。以下「活動表」という。)へ押印し、かつ、支援活動の実施状況を地域支援員業務日誌(様式第7号。以下「業務日誌」という。)に記録しなければならない。

(支援活動の確認)

第12条 中核組織等代表者は、支援員の実施した支援活動の内容について、活動表及び業務日誌により確認する。

2 前項の規定にかかわらず、中核組織等代表者が支援員の支援活動の確認を行うことが困難な場合は、中核組織等代表者が指定する者の確認を受けるものとする。

(報告等)

第13条 支援員は、活動表及び業務日誌を添付のうえ、毎月5日までに前月分の支援活動の内容を地域支援員活動状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか中核組織等代表者又は支援員に対し、支援活動の内容を確認するための書類の提出又は説明を求めることができるものとする。

(活動の支援等)

第14条 市長は、支援員の支援活動が円滑に実施されるよう、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援員が行う支援活動の調整支援業務
- (2) 支援員が行う支援活動の取組状況、成果等の情報発信業務
- (3) その他支援員の円滑な支援活動に必要な業務

2 市長は、支援員の支援活動に必要と認める経費を予算の範囲内で補助するものとする。

3 市長は、支援員の支援活動に関して必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(守秘義務)

第15条 中核組織等代表者及び支援員は、支援活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。中核組織等代表者及び支援員を退いた後も、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、三原市地域支援員制度運用要綱（平成26年三原市要綱第73号）の規定により依頼された支援員は、この要綱の相当規定により依頼されたものとみなす。

(三原市地域支援員活動補助金交付要綱の一部改正)

3 三原市地域支援員活動補助金交付要綱（平成26年三原市要綱第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三原市地域支援員制度運用要綱（平成26年三原市要綱第73号）」を「三原市地域支援員制度運用要綱（平成29年三原市要綱第101号）」に改める。

附 則（令和3年3月19日要綱第34号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日要綱第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。